第三章　連合の文書の改正

第二十七条　議案の提出

1　加盟国は、自国が締約国となつている連合の文書に関する議案を大会議に、又は大会議から大会議までの間において提出する権利を有する。

2　もつとも、憲章及び一般規則に関する議案は、大会議にのみ提出することができる。

3　また、施行規則に関する議案は、国際事務局を通じて郵便業務理事会に提出するものとする。

第二十八条　憲章の改正

1　この憲章に関する議案で大会議に提出されたものは、採択されるためには、少なくとも投票権を有する連合加盟国の三分の二により承認されなければならない。

2　大会議が採択した憲章の改正は、追加議定書の対象となり、その大会議が定める日に効力を生ずる。この改正は、第二十一条1に定める憲章の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、受諾書、承認書又は加入書は、第二十五条に定めるところに従つて取り扱う。

第二十九条　一般規則、条約及び連合の約定の改正

1　一般規則、条約及び連合の約定は、それぞれ当該文書に関する議案の承認のための条件を定める。

2　一般規則、条約及び連合の約定の改正は、追加議定書の対象となり、大会議が定める日に効力を生ずる。これらの改正は、第二十一条に定める連合の文書の義務的性質に影響を及ぼすことなく、加盟国ができる限り速やかに批准し、受諾し、承認し、又は加入するものとする。その批准書、受諾書、承認書又は加入書は、第二十五条に定めるところに従つて取り扱う。この2の規定は、大会議から大会議までの間に採択された条約及び連合の約定の改正について準用する。

第四章　紛議の解決

第三十条　仲裁

連合の文書の解釈又はその適用から生ずる加盟国の責任に関し、二以上の加盟国の間に紛議が生じた場合には、係争問題は、仲裁により解決する。

第三編　最終規定

第三十一条　憲章の効力発生及び有効期間

この憲章は、千九百六十六年一月一日に効力を生じ、無期限に効力を有する。

以上の証拠として、締約国政府の全権委員は、連合所在国の政府に寄託されるべきこの憲章の本書一通に署名した。万国郵便連合国際事務局は、その謄本一通を各加盟国に送付する。

千九百六十四年七月十日にウィーンで作成した。

（訳文）

万国郵便連合一般規則

万国郵便連合加盟国の政府の全権委員である下名は、千九百六十四年七月十日にウィーンで作成された万国郵便連合憲章第二十一条2の規定に鑑み、合意により、かつ、同憲章第二十四条3及び5の規定の適用があることを条件として、同憲章の適用及び連合の運営を確保するための次の規定をこの一般規則で定めた。

第一章　大会議、管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会の組織、権限及び運営

第一節　大会議

第百一条　大会議及び臨時大会議の組織及び会合

1　加盟国の代表者は、前回の大会議が開催された年の終了後四年以内に、大会議として会合する。

2　加盟国は、その政府が必要な権限を付与した一人又は二人以上の全権委員に大会議において自国を代表させる。加盟国は、必要があるときは、他の加盟国の代表団に自国を代表させることができる。ただし、一の代表団は、自国のほかに二以上の加盟国を代表することができない。

3　大会議は、原則として、次回の大会議の開催される国を指定する。その指定がされた国において開催することができないことが判明した場合には、管理理事会は、大会議の開催される国を、当該指定がされた国と合意の上指定することができる。この3の規定は、大会議への遠隔での参加を許可し、又は制限する大会議内部規則のいかなる規定の適用も妨げるものではない。

4　招請政府は、国際事務局と合意の上大会議の確定期日及び正確な場所を定める。招請政府は、原則として確定期日の一年前に、加盟国政府に対して招請状を送付する。招請状は、直接又は他の政府若しくは国際事務局長の仲介によって送付することができる。

5　招請政府なしに大会議を開催しなければならない場合には、国際事務局は、管理理事会の同意を得て、かつ、スイス連邦政府と合意の上、連合所在国に大会議を招集し、及び組織するために必要な措置をとる。この場合には、同事務局が招請政府の職務を行う。

6　臨時大会議の開催地は、その開催を発議した加盟国が国際事務局と合意の上決定する。

7　2から5まで及び次条の規定は、臨時大会議について準用する。

第百二条　大会議における投票権

加盟国は、第百五十条に定める制裁が適用される場合を除くほか、一の票を有する。

第百三条　大会議の権限

1　大会議は、加盟国、管理理事会及び郵便業務理事会の提案に基づき、次のことを行う。

1.1　万国郵便連合憲章前文及び第一条に規定する連合の任務及び目的を達成するための一般的政策を決定すること。

1.2　万国郵便連合憲章第二十七条及びこの一般規則第百三十九条の規定に従つて加盟国及び両理事会から提出される同憲章、この一般規則、万国郵便条約及び約定に関する改正案を検討し、及び適当な場合には採択すること。

1.3　連合の文書の効力発生の日を定めること。

1.4　大会議内部規則及びその改正を採択すること。

1.5　管理理事会、郵便業務理事会及び諮問委員会が、前回の大会議からの期間の自己の活動に関して第百十一条、第百十七条及び第百二十六条の規定に従つてそれぞれ提出した包括的な報告書を検討すること。

1.6　連合の戦略を採択すること。

1.7　万国郵便連合の四年ごとの事業計画案を承認すること。

1.8　万国郵便連合憲章第二十条の規定に従い、連合の経費の最高限度額を定めること。

1.9　管理理事会及び郵便業務理事会の議席を占める加盟国を、特に関連の大会議の決議に定める選出の手続に従つて選出すること。

1.10　国際事務局長及び国際事務局次長を選出すること。

1.11　ドイツ語、中国語、ポルトガル語及びロシア語による書類の作成について連合の負担する費用の最高限度額を決議によつて定めること。

2　大会議は、連合の最高機関として、郵便業務に関する他の問題を扱う。

第百四条　大会議内部規則

1　大会議は、その活動の組織及びその審議の方法につき、大会議内部規則を適用する。

2　大会議は、大会議内部規則を同内部規則に定める条件に従つて改正することができる。

3　1及び2の規定は、臨時大会議について準用する。